

吉川市教育委員会公式 Twitter 運用ポリシー

令和4年5月9日教育長決裁

(総則)

第1条 この指針は、吉川市教育委員会の公式 Twitter (以下「市教委公式 Twitter」という。) の運用について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市教委公式 Twitter は、吉川市における学校教育、生涯教育、家庭・地域教育、文化芸術等の情報を発信することにより、吉川市の教育活動に関する理解を深めてもらうことを目的とする。

(運用方法)

第3条 市教委公式 Twitter は、教育総務課が管理し、吉川市教育委員会事務局の全職員が運用する。

2 市教委公式 Twitter は専ら情報発信を行うものとし、原則として、利用者からの書込みに対して返信等を行わない。

(利用者による書込みの削除等)

第4条 利用者からの書込みが次の各号のいずれかに該当する場合、市は予告なく当該書込み等の削除、当該利用者アカウントのブロック等を行うことができる。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等の市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等を差別し、又はそれらの差別を助長するもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽若しくは事実と異なる内容又は単なる風評若しくは風評を助長するもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を書き込む等プライバシーを侵害するもの
- (10) 他の利用者、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等

(12) わいせつな表現等を含む不適切なもの

(13) 吉川市教育委員会が発信する内容の一部又は全部を改変するもの

(14) 吉川市教育委員会が発信する内容に関係のないもの

(15) 前各号に掲げるもののほか、吉川市教育委員会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むもの

(著作権)

第5条 利用者は、教委公式 Twitter の内容について私的使用、引用等、著作権法上認められた行為を除き、吉川市教育委員会に無断で転載等を行うことはできない。引用等を行うときは、適切な方法により必ず出所を明示するものとする。

(免責事項)

第6条 吉川市教育委員会は、市教委公式 Twitter の掲載情報の正確性について万全を期するものとするが、利用者が市教委公式 Twitter の情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない。

2 吉川市教育委員会は、市教委公式 Twitter の発信内容に対して利用者から投稿された内容等について、一切責任を負わない。

3 吉川市教育委員会は、市教委公式 Twitter に関連して、利用者間又は利用者と第三者間で損害又は紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。

4 投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属するが、投稿されたことをもって、利用者は吉川市教育委員会に対し、当該投稿内容を全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、吉川市教育委員会に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。

(その他)

第7条 この指針に定めるもののほか、市教委公式 Twitter の運用について必要な事項は、別に定める。